

第71期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 平成29年5月23日(火) 午前10時
(午前9時開場)

開催場所 東京都練馬区練馬1丁目17番37号
練馬文化センター
小ホール(つつじホール)

目次

■ 第71期定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	3
第1号議案 取締役8名選任の件	
第2号議案 監査役2名選任の件	
第3号議案 退任取締役及び退任監査役に対し 退職慰労金贈呈の件	
(添付書類)	
■ 事業報告	10
■ 連結計算書類	30
■ 計算書類	40
■ 監査報告書	50

(証券コード8274)
平成29年5月1日

株 主 各 位

東京都板橋区上板橋3丁目1番1号
株式会社 **東武ストア**
代表取締役 大 浦 理
専務執行役員

第71期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第71期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいますして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、平成29年5月22日（月曜日）午後6時までには到着するよう折り返しご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年5月23日（火曜日）午前10時 [午前9時開場]
2. 場 所 東京都練馬区練馬1丁目17番37号
練馬文化センター 小ホール（つつじホール）
[末尾のご案内図をご参照下さい。]

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第71期（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第71期（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 取締役8名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件
第3号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正をすべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tobustore.co.jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては執行役員制度を導入したことにともない、取締役会構成数を減員し、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数	当社との 特別の 利害関係
1 ※	たま おき ふ き お 玉 置 富 貴 雄 (昭和19年9月24日生)	昭和43年4月 株式会社主婦の店ダイエー（現株式会社ダイエー）入社 平成5年5月 株式会社ダイエー取締役 平成11年5月 同社常務執行役員 平成13年5月 丸紅株式会社入社 平成15年5月 当社取締役副社長（代表取締役） 平成17年5月 当社取締役社長（代表取締役） 平成22年5月 当社取締役社長（代表取締役）、退任 平成28年6月 当社顧問 平成29年3月 当社社長、現在に至る	3,000株	なし
		(取締役候補者とした理由) 当社及び小売業を営む会社等で長年にわたり経営に携わり、豊富な経験と実績を積み重ね、取締役として適任であると判断し、新たに取締役候補者として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当 社 株式の数	当社との 特別 利害関係
2	つちかねのぶひこ 土 金 信 彦 (昭和30年4月26日生)	昭和54年4月 当社入社 平成13年3月 当社日配食品部長 平成15年3月 当社惣菜部長 平成21年2月 当社商品本部長 同 年5月 当社取締役商品本部長 平成24年5月 当社常務取締役商品本部長 平成28年4月 当社常務取締役営業本部管掌兼商品本部長 同 年5月 当社専務取締役営業本部管掌兼商品本部長 平成29年3月 当社取締役専務執行役員商品本部長、現在に至る	2,450株	なし
(取締役候補者とした理由) 当社店舗における豊富な販売経験に加え、日配食品部長、惣菜部長及び商品本部長等長年の経験と実績を重ね、仕入業務に関する卓越した専門知識を有しており、取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。				
3	やまもとひであき 山 本 秀 昭 (昭和29年9月15日生)	昭和53年4月 当社入社 平成12年7月 当社経理部ゼネラルマネージャー 平成15年4月 当社経理部長 平成21年5月 当社取締役経理部長 平成24年3月 当社取締役業務本部長兼経理部長 平成26年5月 当社常務取締役業務本部長 平成27年3月 当社常務取締役財経本部長 平成29年3月 当社取締役常務執行役員財経本部長、現在に至る	3,100株	なし
(取締役候補者とした理由) 当社における豊富な販売経験に加え、経理部長、業務本部長及び財経本部長等長年の経験と実績を重ね、財務及び会計に関する卓越した専門知識を有しており、取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。				

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当 社 株式の数	当社との 特別の 利害関係
4	<p>はん ざわ まさ み 榛 沢 雅 己 (昭和29年11月10日生)</p>	<p>昭和54年 4 月 当社入社 平成13年 2 月 当社水産・畜産部長 平成15年 4 月 当社水産部長 平成22年 3 月 当社第6グループGM 平成23年 3 月 当社販売本部副本部長兼第1グル ープGM 同 年 5 月 当社取締役販売本部副本部長兼第 1グループGM 平成25年 3 月 当社取締役経営企画部長 平成26年 3 月 当社取締役営業企画本部副本部長 兼業務改革推進室長兼経営企画部 長 平成28年 3 月 当社取締役販売本部長 同 年 5 月 当社常務取締役販売本部長 平成29年 3 月 当社取締役常務執行役員販売本 部長、現在に至る</p> <p>(取締役候補者とした理由) 当社店舗における豊富な販売経験に加え、経営企画部長、営業企画本部副 本部長及び販売本部長等幅広い分野で経験と実績を重ねており、取締役と して適任であると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いする ものであります。</p>	1,700株	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数	当社との 特別の 利害関係
5	いの もり しん じ 猪 森 信 二 (昭和32年8月3日生)	昭和55年4月 東武鉄道株式会社入社 平成17年10月 同社経営統括本部経営企画部長 平成18年5月 同社経営企画部長 平成22年6月 同社取締役経営企画部長 平成24年5月 当社取締役、現在に至る 同 年6月 東武鉄道株式会社常務取締役賃貸 事業統括本部長兼沿線開発事業本 部長 同 年7月 同社常務取締役生活サービス創造 本部長 平成25年9月 同社常務取締役 平成26年6月 同社専務取締役（代表取締役）、現 在に至る 重要な兼職の状況 東武鉄道株式会社代表取締役専務	0株	後記 (注)1. 参照
		(社外取締役候補者とした理由) 当社の主要株主である東武鉄道株式会社の代表取締役専務であり、経営者としての経験及び幅広い見識から当社取締役会に対し有益なアドバイスを頂けるものと判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。		
6	み き とも のぶ 三 木 智 之 (昭和39年9月14日生)	昭和63年4月 丸紅株式会社入社 平成20年4月 North Pacific Seafoods, Inc. 取締役社長（代表取締役） 平成24年4月 丸紅株式会社水産部副部長 平成25年4月 同社水産部長 平成28年4月 同社食品流通部長、現在に至る 同 年5月 当社取締役、現在に至る 重要な兼職の状況 丸紅株式会社食品流通部長	0株	なし
		(社外取締役候補者とした理由) 当社の筆頭株主である丸紅株式会社の食品流通部長であり、同氏の経歴・経験から当社取締役会に対し有益なアドバイスを頂けるものと判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当 社 株式の数	当社との 特別の 利害関係
7	こ じま あ き こ 小 島 亜 希 子 (昭和47年9月24日生)	平成14年10月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 同 年10月 阿部・井窪・片山法律事務所入 所、現在に至る 平成23年5月 当社監査役 平成27年5月 当社取締役、現在に至る 重要な兼職の状況 弁護士	0株	なし
		(社外取締役候補者とした理由) 弁護士として幅広い知識と経験を有しており、企業経営に直接携わったことはありませんが、同氏の経歴・経験から当社取締役会に対し有益なアドバイスを頂けるものと判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。		
8 ※	にし やま かず のぶ 西 山 和 伸 (昭和35年2月5日生)	昭和58年4月 丸紅株式会社入社 平成22年4月 同社経理部副部長兼決算統括課課 長 平成27年4月 同社営業経理部部长 平成29年4月 当社顧問、現在に至る	1,000株	なし
		(取締役候補者とした理由) 商社での長年の経理に係る業務において豊富な経験と実績を重ね経理に関する卓越した専門知識を有しており、取締役として適任であると判断し、新たに取締役候補者として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 当社は、東武鉄道株式会社との間に、一部店舗の土地、建物を賃借するなどの取引関係があります。
2. 猪森信二氏、三木智之氏及び小島亜希子氏は社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数
- (1) 猪森信二氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
- (2) 三木智之氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
- (3) 小島亜希子氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となり、社外監査役も含めた通算の在任期間は6年となります。
4. 当社は社外取締役候補者の猪森信二氏、三木智之氏及び小島亜希子氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。3氏が社外取締役に選任された場合、当社は当該契約を継続する予定です。
5. 当社は小島亜希子氏を東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
6. ※印は、新任の取締役候補者であります。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役小浜 浩、斉藤 匡の両氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、荻原修、吉澤正樹の両氏をそれぞれその補欠として選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

また、補欠選任されます荻原 修、吉澤正樹の両氏の任期は、当社定款の規定により、退任監査役の残任期間となります。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数	当社との 特別の 利害関係
1	おぎ わら おさむ 荻 原 修 (昭和32年9月8日生)	昭和55年4月 丸紅株式会社入社 平成16年4月 同社畜産部副部長 平成19年4月 同社食料総括部副部長 平成26年6月 ミツハシ・丸紅ライス株式会社取締役社長（代表取締役） 平成29年4月 当社顧問、現在に至る	500株	なし
		(監査役候補者とした理由) 商社における食品流通に係る豊富な経験に加え、財務部門の経験もあり財務に関する相当程度の知見を有するとともに、経営者としての経験と幅広い見識を有しており、監査役として適任であると判断し、新たに監査役候補者として選任をお願いするものであります。		
2	よし ざわ まさ き 吉 澤 正 樹 (昭和42年4月16日生)	平成3年4月 丸紅株式会社入社 平成29年4月 同社生活産業グループ企画部生活産業営業経理室室長、現在に至る	0株	なし
		重要な兼職の状況 丸紅株式会社生活産業グループ企画部生活産業営業経理室室長		
		(社外監査役候補者とした理由) 当社の筆頭株主である丸紅株式会社の生活産業グループ企画部生活産業営業経理室室長であり、同社において経理部門で経験を重ね、経理業務に関する幅広い知見を有しており、監査役として適任であると判断し、新たに社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 吉澤正樹氏は社外監査役候補者であります。
2. 吉澤正樹氏が社外監査役に選任された場合は、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、法令の定める限度まで社外役員の責任を限定する契約を締結する予定であります。

第3号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

平成29年3月1日をもって取締役を辞任された丹羽茂美氏並びに本総会終結の時をもって取締役を退任される増山義高、近藤喜美男、多知幸男の各氏及び監査役を退任される小浜浩氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法などは取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
に わ しげ み 丹 羽 茂 美	平成22年5月 当社常務取締役 平成24年5月 当社専務取締役 平成26年5月 当社取締役社長 平成29年3月 当社取締役社長辞任
ます やま よし たか 増 山 義 高	平成24年5月 当社取締役、現在に至る
こん どう き み お 近 藤 喜 美 男	平成26年5月 当社取締役、現在に至る
た ち ゆき お 多 知 幸 男	平成26年5月 当社取締役、現在に至る
お ばま ひろし 小 浜 浩	平成24年5月 当社常勤監査役、現在に至る

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府・日銀による各種政策により、景気は緩やかな回復基調が続きましたが、中国を始めとする新興国等の経済、英国のEU離脱問題や米国の経済・金融政策の動向等に関する不確実性の影響により、先行きは依然として不透明な状況で推移しました。

小売業界におきましては、年金や医療など社会保障に対する将来不安の影響等から個人消費が伸び悩む中で、パート・アルバイトの採用難や社会保険の適用拡大等への対応に伴う経費の増加、業種業態を超えた販売競争の激化など大変厳しい状況で推移しました。

このような情勢のもと、当社グループは「お客様のより良い暮らしに貢献します」を経営理念に掲げ、「地域で一番買いやすい店づくり」を目指して、全社一丸となり各種施策に取り組みました。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループの業績は、売上高は839億7百万円（前期比0.9%増）、営業利益は売上高増加による売上総利益の増加並びに電気料等水道光熱費の削減はあったものの、パート・アルバイトの採用難や社会保険の適用拡大等への対応に伴う人件費の増加などにより、13億21百万円（前期比0.5%減）、経常利益は13億54百万円（前期比1.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は前期に比し特別利益が減少したことに加え、特別損失では収益性の低下した店舗等につき減損損失を前期に比し多額に計上したことにより、2億56百万円（前期比47.6%減）となりました。

事業別の営業状況は次のとおりです。

[小売業]

売上高 794億37百万円（前期比0.5%増）

(株式会社東武ストア)

株式会社東武ストアにおきましては、「業務執行力向上」「健康に係るブランドイメージのアップ」「安全管理体制の強化」「人時生産性の向上」などの経営施策に全社一丸となって取り組みました。

主な具体的実施事項としては、健康に役立つ商品をお客様に提供し「健康に係るブランドイメージのアップ」を徹底するため、健康関連商品について、チラシやホームページ等様々な媒体への掲載は勿論のこと、外部講師による健康セミナーを通じて販売員自らが健康及び健康に資する商品についての正しい知識を習得することで、健康関連商品の提供方法や提供内容の一層の充実を図りました。

また、売上拡大策として、メニューや食卓をイメージした生鮮・日配・加工食品等の部門横断型の売場を企画して、お客様の購買意欲を高める店舗内販売促進策を強化する一方、月に一度チラシ掲載商品を売場でお客様に試食していただく「大試食市」を開催、さらに平成28年9月より、駅前立地、住宅立地、郊外立地等の店舗別販売戦略を推進して店舗特性に合った品揃えやチラシ訴求を行いました。

個店別対策として、「地域で一番買いやすい店づくり」の視点で、主にレジ周辺の回遊性向上により繁忙時のレジ待ち時間の解消を図るなどの店舗改装を平成28年11月に「ふじみ野ナーレ店」(埼玉県富士見市)と「鶴瀬駅ビル店」(埼玉県富士見市)の2店舗で実施しました。

新店開発としては、鉄道高架橋耐震補強工事のため平成27年1月より休業しておりました「梅島店」(東京都足立区)を平成28年3月全面改装して開店しました。また、同年4月「東浅草一丁目店」(東京都台東区)を新たに開店しました。一方、平成28年11月30日をもって「北坂戸店」(埼玉県坂戸市)を閉鎖し、当社の平成29年2月28日現在の営業店舗は合計59店舗となりました。

以上の結果、株式会社東武ストアの売上高は790億13百万円(前期比0.5%増)、営業利益は12億91百万円(前期比4.1%増)となりました。

(株式会社東武フーズ)

株式会社東武フーズは、当社店舗を中心にファストフード店、インスタアベカリー等を運営し、パートナーへの業務の移行と店舗オペレーションの見直しによる効率化に努め、安定した利益を確保できる企業体質の強化に取り組みました。

[その他]

売上高 44億70百万円(前期比7.0%増)

その他としては、子会社の株式会社東武警備サポートが警備業、メンテナンス業、人材派遣業等を行っております。同社では、従業員一人ひとりの接客レベルを上げて、お客様に貢献することを基本方針として、企業評価とサービスの向上に取り組みました。

当連結会計年度における売上高の部門別内訳は次のとおりであります。

部 門	売 上 高	構 成 比	前 期 比
	百万円	%	%
小 売 業			
加工食品	33,176	39.6	+1.1
生鮮食品	33,557	40.0	+3.0
衣 料 品	2,537	3.0	△4.7
生活用品	2,433	2.9	△0.9
商 事	113	0.1	△1.6
専 門 店	7,619	9.1	△9.1
小 計	79,437	94.7	+0.5
そ の 他			
警 備 業 等	4,470	5.3	+7.0
合 計	83,907	100.0	+0.9

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は8億62百万円であり、その主な内訳は小売業における店舗の新設及び店舗設備の更新等への投資であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金につきましては手元資金により充当いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、人口減少や急速に進む高齢化、生産年齢人口の減少等世の中が大きく変化する中で、有効求人倍率の上昇によりパート・アルバイトの採用難が深刻になる一方、業種業態を超えた販売競争は益々激化するなど非常に厳しい状況にあります。このような厳しい環境の中で、スーパーマーケットの原則である品質（鮮度）、価格、品揃え、清潔さ、サービスの充実による店舗の価値向上を図ることで、常にお客様に満足して頂けるような売場づくりに取り組んでまいります。

具体的には次の諸施策に取り組んでまいります。

<営業施策>

①主な販売施策

- ・低効率の売場の積極的なスペース・アロケーション（お客様ニーズに合った最適な売場スペースや売場構成への変更）による効率アップ
- ・タイムマーチャンダイジング（時間帯によって変わるお客様ニーズに合う商品を適切な数量・価格・タイミング等で提供すること）の強化
- ・売上看合った適正な仕入と在庫管理の徹底
- ・マンアワー（1人1時間）当たりの売上高、粗利益高の向上
- ・高齢者等を対象に注文を受けてタイムリーに宅配を行う新宅配便への取り組み

②主な商品施策

- ・伸長しているカテゴリー（商品群）、嗜好性の高い商品の拡大並びに売上減少カテゴリーの縮小
- ・名物商品、地産地消商品の開発

③新店開発

- ・平成29年5月に「勝どき店」（東京都中央区）を開店

<経営施策>

執行役員制度の導入

当社は、平成29年3月1日より執行役員制度を導入しましたが、これにより経営の意思決定及び業務執行の監督機能と業務執行機能の分担を明確にして、経営機能と執行機能双方を強化するとともに経営の合理化及び効率化を図ってまいります。

以上の諸施策に当社グループ一丸となって取り組み業績向上を図るとともに、常にお客様のより良い暮らしに貢献する会社であることを目指してまいります。

株主の皆様には、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

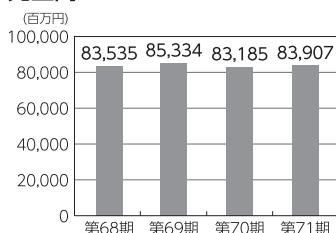
(5) 財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

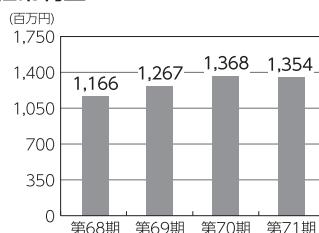
区 分	平成25年度 (第68期)	平成26年度 (第69期)	平成27年度 (第70期)	平成28年度 (第71期) 当連結会計年度
売上高 (百万円)	83,535	85,334	83,185	83,907
経常利益 (百万円)	1,166	1,267	1,368	1,354
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	216	179	489	256
1株当たり当期純利益	3円19銭	2円64銭	7円64銭	40円52銭
総資産 (百万円)	34,985	35,724	33,027	33,302
純資産 (百万円)	22,987	22,530	20,320	20,227

- (注) 1. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。
2. 平成27年度の親会社株主に帰属する当期純利益が平成26年度に比べて増加しているのは、平成27年度の減損損失の計上が平成26年度に比べて2億56百万円減少したこと等によるものです。
3. 平成28年度の親会社株主に帰属する当期純利益が平成27年度に比べて減少しているのは、平成28年度の減損損失の計上が平成27年度に比べて2億53百万円増加したこと等によるものです。
4. 平成28年9月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しておりますので、平成28年度の期首に当該株式併合が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益を算出しております。
5. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式数を控除した株式数)により算出しております。

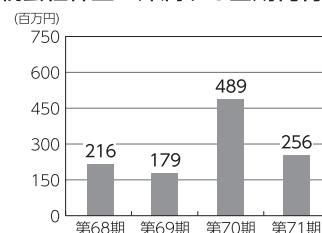
■売上高



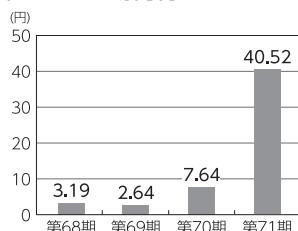
■経常利益



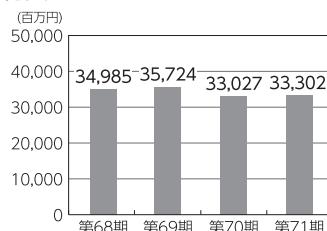
■親会社株主に帰属する当期純利益



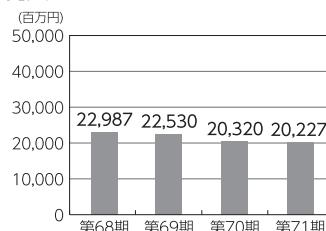
■1株当たり当期純利益



■総資産



■純資産

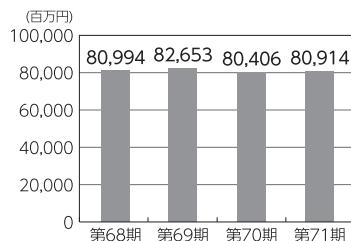


〈2〉当社の財産及び損益の状況の推移

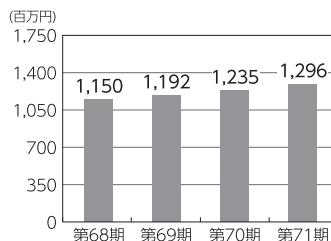
区 分	平成25年度 (第68期)	平成26年度 (第69期)	平成27年度 (第70期)	平成28年度 (第71期) 当 期
営業収益 (百万円)	80,994	82,653	80,406	80,914
経常利益 (百万円)	1,150	1,192	1,235	1,296
当期純利益 (百万円)	216	143	416	178
1株当たり当期純利益	3円18銭	2円11銭	6円50銭	28円25銭
総資産 (百万円)	34,357	34,995	32,167	32,484
純資産 (百万円)	22,907	22,725	20,732	20,646

- (注) 1. 平成27年度の当期純利益が平成26年度に比べて増加しているのは、平成27年度の減損損失の計上が平成26年度に比べて2億56百万円減少したこと等によるものです。
2. 平成28年度の当期純利益が平成27年度に比べて減少しているのは、平成28年度の減損損失の計上が平成27年度に比べて2億53百万円増加したこと等によるものです。
3. 平成28年9月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しておりますので、平成28年度の期首に当該株式併合が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益を算出しております。
4. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。

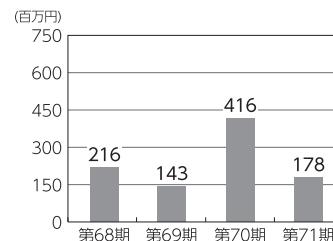
■営業収益



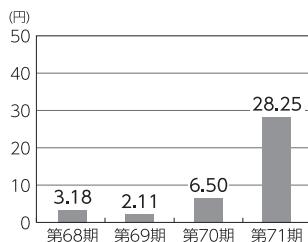
■経常利益



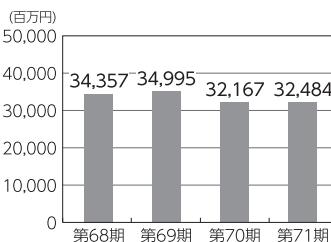
■当期純利益



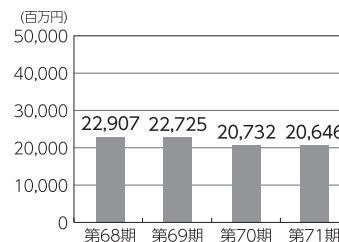
■1株当たり当期純利益



■総資産



■純資産



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社東武警備サポート	10 百万円	100.0 %	警備業、メンテナンス業、人材派遣業等
株式会社東武フーズ	60	100.0	食品加工販売業

(注) 株式会社東武フーズは、平成29年3月1日付で当社による吸収合併により消滅しております。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、当社及び子会社2社で構成され、小売り及び小売り周辺事業を主な内容とする事業活動を展開しております。

小売業……………当社がスーパーマーケットチェーンを展開しているほか、株式会社東武フーズがファストフード店、インスタペーパーカー等々の運営を行っており、主に当社店舗内に出店しております。

その他……………株式会社東武警備サポートが、店舗、駐車場等の保安全管理及び夜間店舗業務の受託等を行っており、当社店舗についても行っております。

(8) 主要な事業所

当社	本社	東京都板橋区	
	店舗 (59店舗)	東京都	常盤台店、練馬店、大師前店、高島平店、西新井店、王子店、梅島店、小豆沢店、小菅店、西国分寺店、南葛西店、前野町店、西尾久店、大森店、業平店、下高井戸店、西池袋店、練馬豊玉店、下丸子店、新小岩店、東浅草一丁目店
		(21店舗)	
		埼玉県	松原店、蕨店、上福岡店、西川口店、新河岸店、みずほ台店、蓮田店、みずほ台東店、川越店、大宮公園店、加須店、朝霞台店、土呂店、豊春店、桶川店、ふじみ野店、北大宮店、蒲生店、鶴瀬駅ビル店、草加中根店、草加谷塚店、新田店、大宮堀の内店、ふじみ野ナーレ店、朝霞店
	(25店舗)		
		千葉県	初石店、白井店、新柏店、鎌ヶ谷店、船橋南本町店、新船橋店、蘇我店、佐倉石川店、我孫子店、船橋法典店、馬橋店、逆井店、津田沼店
	(13店舗)		
	物流センター	新座物流センター(埼玉県新座市)、千葉物流センター(千葉県千葉市)	

※上記当社店舗の他、下赤塚店(東京都板橋区)が店舗建替えに伴い一時休業しております。

子会社	株式会社東武警備サポート	本 社	東京都豊島区
		埼玉営業所	埼玉県川越市
	株式会社東武フーズ	本 社	東京都板橋区
		事 業 所	東京都、埼玉県、千葉県に12事業所

(9) 従業員の状況

〈1〉企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	691 名	△2 名	43.0 才	17.0 年
女 性	129	7	29.1	9.1
合計又は平均	820	5	41.0	15.7

(注) 上記の従業員数には、出向者7名及びパートタイマー3,342名（1日8時間・月170時間換算）は含まれておりません。

〈2〉当社の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	641 名	0 名	42.3 才	16.3 年
女 性	125	6	28.9	9.0
合計又は平均	766	6	40.1	15.1

(注) 上記の従業員数には、出向者39名及びパートタイマー2,193名（1日8時間・月170時間換算）は含まれておりません。

(10) 主要な借入先の状況

借 入 先	借入金残高
株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行	150 百万円
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	100

2. 会社の株式に関する事項（平成29年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 10,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,362,644株（うち自己株式29,110株）
- (3) 株主数 5,085名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数 株	持株比率 %
丸紅株式会社	2,116,600	33.4
東武鉄道株式会社	1,857,512	29.3
東武ストア取引先持株会	218,617	3.4
株式会社みずほ銀行	65,435	1.0
株式会社埼玉りそな銀行	62,230	0.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	53,900	0.8
加藤産業株式会社	45,380	0.7
東武ストア従業員持株会	44,579	0.7
フジパンググループ本社株式会社	37,200	0.5
アツギ株式会社	33,800	0.5

（注）持株比率は自己株式（29,110株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

平成28年4月11日開催の取締役会決議及び平成28年5月25日開催の第70期定時株主総会決議により、平成28年9月1日付けで1,000株を100株にする単元株式数の変更及び10株を1株にする株式併合を行いました。

これにより発行可能株式総数は90,000,000株減少し、10,000,000株となり、発行済株式総数は57,263,798株減少し、6,362,644株となりました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成29年2月28日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
丹羽茂美	取締役社長（代表取締役）	
大浦理	専務取締役（代表取締役） （管理本部管掌兼業務本部長）	
土金信彦	専務取締役（営業本部管掌兼商品本部長）	
山本秀昭	常務取締役（経理本部長）	
榛沢雅己	常務取締役（販売本部長）	
増山義高	取締役（業務本部副本部長）	
近藤喜美男	取締役（営業企画本部長兼営業企画部長）	
多知幸男	取締役（商品本部副本部長兼加工食品部長）	
猪森信二	取締役	東武鉄道株式会社代表取締役専務
三木智之	取締役	丸紅株式会社食品流通部長
小島亜希子	取締役	弁護士
小浜浩	常勤監査役	
大塚博哉	監査役	東武鉄道株式会社取締役グループ事業部長
斉藤匡	監査役	丸紅株式会社食品流通部部長代理 相鉄ローゼン株式会社社外取締役

(注) 1. 平成28年4月1日付で、取締役の担当につき、次の異動を行いました。

- 高鷲光洋（新）専務取締役
（旧）専務取締役 営業本部管掌
- 土金信彦（新）常務取締役 営業本部管掌兼商品本部長
（旧）常務取締役 商品本部長

2. 平成28年5月25日開催の第70期定時株主総会において、三木智之氏が取締役、大塚博哉氏及び斉藤匡氏が監査役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
3. 平成28年5月25日開催の第70期定時株主総会の終結の時をもって、専務取締役高鷲光洋氏、取締役根津嘉澄氏、取締役山崎康司氏並びに監査役平田一彦氏及び監査役井上広児氏は任期満了により、それぞれ退任いたしました。
4. 平成28年5月25日開催の取締役会において、専務取締役に大浦理氏、土金信彦氏が、常務取締役に榛沢雅己氏が新たに選定され、それぞれ就任いたしました。

5. 平成29年2月1日付にて、専務取締役大浦 理氏が、代表取締役に新たに選定され、就任いたしました。
6. 取締役猪森信二氏、取締役三木智之氏及び取締役小島亜希子氏は社外取締役であります。
7. 監査役大塚博哉氏及び監査役齊藤 匡氏は社外監査役であります。
8. 当社は取締役小島亜希子氏を東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届出を行っております。
9. 平成29年3月1日付にて、次のとおり執行役員制度の導入及び組織変更を行いました。
(執行役員制度導入の目的)
・経営の意思決定及び業務執行の監督機能と業務執行機能の分担を明確にすることにより、経営機能と執行機能双方を強化し、経営の合理化及び効率化を目的として導入する。
(組織変更の内容)
・営業本部管掌、管理本部管掌を廃止する。また、営業企画本部を廃止し、経理本部、業務本部、商品本部、販売本部の4本部制に再編する。
・営業企画本部内の店舗計画部は社長直轄とする。また、営業企画部は商品本部内に、施設・資材部は販売本部内にそれぞれ移管する。
・業務改革部、商品企画部及び販売促進部は廃止する。
・商品本部内に新たにディビジョンとしてフードサービス部を新設する。
・販売本部下のグループを7グループから8グループに改編する。
この執行役員制度の導入及び組織変更に伴い、次のとおり取締役及び執行役員の異動を行いました。
- | | |
|---------|------------------------------|
| 玉 置 富貴雄 | 社長 (旧職：顧問) |
| 大 浦 理 | 代表取締役 専務執行役員 業務本部長 |
| 土 金 信 彦 | 取締役 専務執行役員 商品本部長 |
| 山 本 秀 昭 | 取締役 常務執行役員 経理本部長 |
| 榛 沢 雅 己 | 取締役 常務執行役員 販売本部長 |
| 増 山 義 高 | 取締役 執行役員 兼 株式会社東武警備サポート専務取締役 |
| 近 藤 喜美男 | 取締役 執行役員 商品本部副本部長兼営業企画部長 |
| 多 知 幸 男 | 取締役 執行役員 第7グループGM |
10. 平成29年3月1日付けで、取締役社長 (代表取締役) 丹羽茂美は辞任により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	報酬等の額	摘 要
取 締 役	10名	119百万円	うち社外取締役1名2百万円
監 査 役	1名	13百万円	
合 計	11名	132百万円	

- (注) 1. 報酬等の額には取締役7名、監査役1名に対する当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額26百万円が含まれております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額35百万円は含まれておりません。
3. 上記報酬等の額のほかに、平成28年5月25日開催の第70期定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役2名に対して24百万円支給しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先と当社との関係
取締役	猪 森 信 二	東武鉄道株式会社は、当社第2位の主要株主であります。また、当社は同社との間に、一部店舗の土地、建物を賃借するなどの取引関係があります。
取締役	三 木 智 之	丸紅株式会社は、当社の筆頭株主であります。また、当社は同社との間に、商品仕入等の取引関係があります。
監査役	大 塚 博 哉	東武鉄道株式会社は、当社第2位の主要株主であります。また、当社は同社との間に、一部店舗の土地、建物を賃借するなどの取引関係があります。
監査役	斉 藤 匡	丸紅株式会社は、当社の筆頭株主であります。また、当社は同社との間に、商品仕入等の取引関係があります。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	猪 森 信 二	当事業年度に開催された取締役会5回にすべて出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
取締役	三 木 智 之	平成28年5月25日の取締役就任以降に開催された取締役会4回すべてに出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
取締役	小 島 亜希子	当事業年度に開催された取締役会5回にすべて出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
監査役	大 塚 博 哉	平成28年5月25日の監査役就任以降に開催された取締役会4回すべてに出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行い、また、監査役会4回すべてに出席し、監査に関する重要な事項の協議、監査結果についての意見交換等を行っております。
監査役	斉 藤 匡	平成28年5月25日の監査役就任以降に開催された取締役会4回すべてに出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行い、また、監査役会4回すべてに出席し、監査に関する重要な事項の協議、監査結果についての意見交換等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項（内部統制基本方針）

当社の業務の適正を確保するための体制の整備等について、取締役会で決議した内容は次のとおりであります。

なお、当社は業務の適正を確保するための体制の整備状況については定期的に確認し、社内外の環境変化等に対応して適宜見直しを行っております。

(1) 当社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備

〈1〉コーポレート・ガバナンス

当社は、取締役会、監査役会、会計監査人の機関制度を基に引き続きコーポレート・ガバナンスの充実に取り組み、透明性の高い経営、迅速な意思決定、経営監視機能の強化並びに適時適切な情報開示に努めるなど、ガバナンス体制を更に強化する。

〈2〉コンプライアンス

コンプライアンス体制の基礎として、「コンプライアンス基本方針」並びに「コンプライアンスマニュアル」を制定するとともに、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を組織し、法令、社会規範及び社内規程類に対する遵守の重要性の徹底とその実施状況のモニタリングに努めるなど、諸施策を講ずる。

また、社内通報制度として、「社長直行便」を整備し、不正に対する監視体制の強化並びに健全な職場環境の維持に努める。

更に、法律専門家から適宜、適切な法的アドバイスを受ける体制を確保するため、弁護士事務所との顧問契約を締結する。

〈3〉反社会的勢力との関係遮断

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに、助長取引を含めた一切の関係を遮断する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

〈1〉情報の保存及び管理

取締役及び社員の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）として、当社の「文書取扱規程」に基づき記録し、「文書保管基準年数一覧表」の規程に従い、相応の期間で適切かつ確実に検索性の高い状態で保存及び管理する。

〈2〉情報の閲覧

取締役並びに監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

〈1〉職務執行の原則

取締役は取締役会の決定により、社員は職務執行規程に基づき、それぞれの職務の遂行に必要な権限を付与されるとともに、その範囲において職務の執行に伴うリスクを管理し、結果について責任を負う。

〈2〉稟議制度

重要財産の増減変動、通常でない費用の支出などの経営管理上の個別重要事項については、職務執行規程、決裁基準及び稟議規程に基づき、関係部との協議を経て、社長及び本部長の承認決裁を得るなど、個別リスクの管理を強化する。

〈3〉リスク管理

取締役は、自己の担当領域について当社グループ全体のリスク管理の責任と権限を有するものとし、更に、経営に重大な影響を及ぼすリスクを組織横断的に認識し、評価、対応する体制を整備する。

また、新たなリスクへの対応が必要となった場合は、速やかに対応責任者となる者を定める。

大地震等の不測の事態が発生した場合には、「東武ストア防災規程」に基づき、社長を本部長とする対策本部を設置して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限にとどめる体制を整える。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

〈1〉経営管理システム

取締役は、全社が共有する経営方針・経営計画を定め、この浸透を図り、その具現化のための業績目標を設定するとともに、実施すべき具体的な施策を決定し、効率的な業務遂行体制を構築する。

〈2〉ITの積極的な活用

取締役会は、ITを積極的に活用したシステムにより定期的にこの結果をレビューし、その議論を踏まえ、各取締役は実施すべき具体的な施策及び権限の分配を含めた業務遂行体制を改善する。

〈3〉職務権限及び責任の明確化

取締役は取締役会において担当職務を決定し、諸規程（職務分掌規程、職務執行規程、執行明細など）において取締役及び社員の役割、権限、責任を明確にし、あわせて、意思決定の社内ルールを定める。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について

〈1〉グループ運営体制

当社及び子会社全体の内部統制の構築を目指し、当社に内部統制に関する担当組織を設けるとともに、グループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有、指示等が効率的に行われる体制を構築する。

経営管理については、当社は、必要に応じて子会社に取締役を派遣するとともに、当社への報告・決裁制度により子会社経営の管理を行うものとし、当社の常勤役員会において業務執行状況を監視する。

〈2〉財務情報の適正性確保

当社グループは、連結財務諸表等の報告の信頼性を確保し、継続的なモニタリング体制を構築する。

〈3〉子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の常勤役員会に子会社の決算及び業務執行状況を定期的に報告する。

また、経営上の重要事項について子会社の管理に係わる当社取締役に適宜報告する。

〈4〉子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の取締役は取締役会の決定により、社員は職務執行規程に基づき、それぞれ職務の遂行に必要な権限を付与され、その範囲で職務の執行に伴うリスクの管理を行うが、子会社への取締役の派遣並びに当社内部監査部門による定期的な業務監査及び組織制度監査の実施により、子会社のリスク管理体制を確保する。

〈5〉子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の経営方針、営業施策及び予算について徹底する予算確認会・事業計画確認会等に子会社取締役等も参加して情報共有し、グループ全体の業務の整合性を確保するとともに、効率的なグループ運営を行う。

また、グループ会社の経理業務の一部を当社で行うなど間接業務を効率的に行う。

〈6〉子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社コンプライアンス委員会への参加、また、当社コンプライアンスマニュアルをグループ全体で共有して、グループ全体でコンプライアンス体制を構築する。また、当社の内部監査部門が子会社の定期監査を実施し、更に当社が顧問契約を締結する弁護士事務所の弁護士から、子会社に対しても必要に応じて適宜・適切な法的アドバイスを行う体制を確保する。

- (6) **当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の当社の取締役からの独立性及び当社の監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- 〈1〉 監査役の職務の補助体制
取締役は、監査役の求めにより監査役の職務を補助する使用人として、適切な人材を当社の使用人から任命する。
 - 〈2〉 当該使用人の人事
当該使用人の解任・任命・異動・懲戒・評価・報酬等の決定については事前に監査役の意見を求めるなど、執行からの独立性を確保するものとする。
 - 〈3〉 当該使用人は監査役の指揮命令に従うものとする。
- (7) **当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制その他当社の監査役への報告に関する体制について**
- 〈1〉 報告体制
取締役及び社員は、全社的に重大な影響を及ぼす事項、業務執行に関する事項、コンプライアンス、リスクマネジメントに関する事項について、監査役に報告する。
また、取締役並びに社員は、監査役から業務執行に関する報告を求められたときは、誠実かつ正確に当該事項について報告する。
 - 〈2〉 監査役の重要会議への出席
監査役は、取締役会に出席し、取締役から業務執行の状況その他重要事項の報告を受けるほか、常勤役員会その他重要会議に出席する。
- (8) **当社の子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制について**
- 〈1〉 子会社の決算及び業務執行状況を定期的に報告する常勤役員会に監査役も出席する。
また、監査役から求められたときは、当該事項について子会社の取締役、監査役及び使用人は誠実かつ正確に当該事項について報告する。
 - 〈2〉 子会社の内部通報の結果は、監査役の求めに応じて定期的に報告する。
また、当社の内部監査部門が定期的に行う子会社の業務監査の監査結果については、監査役に報告する。

(9) 当社の監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制について

当社及び子会社の内部通報規程に基づき、通報を行ったことを理由として通報者が不利益な取扱いを受けない体制を確保している。

(10) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の監査に係る費用については、監査役の要請並びに過去の実績に基づき、当社主管部署で予算を措置する。

また、弁護士等外部専門家を利用する場合は、当社担当部署が窓口となり、会社の費用で相談することができる。

(11) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

〈1〉 監査部及び監査法人との連携

監査役は、監査職務の効率的な遂行にあたり、監査部及び監査法人から、監査方針、監査計画及びその結果等について意見交換を行う。

〈2〉 取締役の協力

取締役は、監査役職務の適切な遂行のため、情報の収集や交換などが円滑に行われるように協力する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりです。

(1) コンプライアンス体制

当社グループにおけるコンプライアンス体制の基礎となる「コンプライアンス基本方針」及び「コンプライアンスマニュアル」に基づき、全従業員が法令を遵守するため、全社コンプライアンス委員会にて従業員のコンプライアンスの徹底状況を把握するとともに、委員会を通じて啓蒙活動を行っております。また、全社コンプライアンス委員会では「コンプライアンスマニュアル」を当社グループ内外の環境変化等に対応して適宜見直しを行い、当事業年度においてもワーク・ライフ・バランスの推進について当該マニュアルに追加するなどの見直しを行っております。

その他、代表取締役社長は、自ら直轄する「監査部」に命じて、コンプライアンスについての監査を計画的に実施し、内部通報制度「社長直行便」は適切に対応され社内の内部通報制度を確立しております。なお、当事業年度においては、内部通報に係る体制整備の一環として経営陣から独立した監査役を通報の窓口として新たに設置しております。

(2) リスク管理体制

全社的なリスク管理について統括する「リスク管理委員会」を定期的に開催し、リスクのモニタリングを行っております。また、想定されるすべてのリスクを把握するための想定リスク管理表は毎期見直し、必要に応じ防止策の改定を行っております。

(3) グループ会社の経営管理体制

各グループ会社の経営管理については、当社取締役がグループ会社の取締役を兼務し、業務状況の監督をしております。また、グループ会社の業務内容は毎月当社常勤役員会にて報告され業務全体の管理を行っております。さらに監査役についてもグループ全体の監査を行っております。

(4) 監査役の監査体制

当事業年度は監査役会を6回開催し、監査計画を協議決定するとともに、当該監査計画に基づいた監査の実施、取締役会や常勤役員会等の重要な会議への出席、取締役及び使用人からのヒアリングなどを通じて、当社の内部統制の整備、運用状況の確認等を行っております。また、取締役社長、監査部並びに会計監査人と定期的かつ適宜に情報交換を行い、監査の実効性を確保しております。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営基盤の強化及び将来の事業展開への備えなどを勘案しつつ、株主の皆様業績に応じた、かつ安定的な配当を継続することを基本方針としております。内部留保資金につきましては、店舗の新設、改装及び情報化投資等に有効活用してまいります。

また、配当の決定につきましては、会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当を取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めておりますので、当期の期末配当につきましては、平成29年4月10日開催の取締役会において1株当たり25円とすることを決議する予定であります。

なお、中間期において、中間配当1株当たり2.5円を実施いたしましたが、これは株式併合前の株式に対するものでありますので、株式併合後の株式に対して25円に相当するものと換算した場合、当期の年間配当は1株当たり50円となります。

(注) 以上のご報告は、百万円単位の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,987	流動負債	6,434
現金及び預金	1,640	買掛金	3,094
預け金	6,076	短期借入金	250
売掛金	993	リース債務	174
商品	1,863	未払法人税等	507
繰延税金資産	147	未払消費税等	368
その他	1,266	賞与引当金	210
固定資産	21,314	商品券等回収損失引当金	23
有形固定資産	12,724	その他	1,806
建物及び構築物	7,528	固定負債	6,639
機械装置及び運搬具	1	リース債務	1,062
工具、器具及び備品	1,037	役員退職慰労引当金	120
土地	3,149	退職給付に係る負債	4,723
リース資産	1,003	資産除去債務	370
建設仮勘定	4	その他	362
無形固定資産	196	負債合計	13,074
ソフトウェア	148	(純資産の部)	
その他	48	株主資本	24,332
投資その他の資産	8,393	資本金	9,022
投資有価証券	225	資本剰余金	5,956
差入保証金	2,043	利益剰余金	9,448
敷金	3,816	自己株式	△94
退職給付に係る資産	141	その他の包括利益累計額	△4,105
繰延税金資産	1,980	その他有価証券評価差額金	5
その他	185	土地再評価差額金	△3,444
資産合計	33,302	退職給付に係る調整累計額	△666
		純資産合計	20,227
		負債及び純資産合計	33,302

○記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成28年3月1日)
(至 平成29年2月28日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		83,907
売上原価		59,912
売上総利益		23,995
販売費及び一般管理費		22,673
営業利益		1,321
営業外収益		131
受取利息及び配当金	44	
その他	87	
営業外費用		97
支払利息	21	
その他	75	
経常利益		1,354
特別利益		0
投資有価証券売却益	0	
特別損失		687
減損損失	686	
固定資産除却損	0	
税金等調整前当期純利益		668
法人税、住民税及び事業税	546	
法人税等調整額	△134	412
当期純利益		256
親会社株主に帰属する当期純利益		256

○記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成28年3月1日)
(至 平成29年2月28日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	9,022	5,956	9,508	△92	24,394
当 期 変 動 額					
剰余金の配当	—	—	△316	—	△316
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	256	—	256
自己株式の取得	—	—	—	△1	△1
自己株式の処分	—	—	—	0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	△60	△1	△61
当 期 末 残 高	9,022	5,956	9,448	△94	24,332

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高	△48	△3,444	△580	△4,073	20,320
当 期 変 動 額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△316
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	—	—	256
自己株式の取得	—	—	—	—	△1
自己株式の処分	—	—	—	—	0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	53	—	△85	△31	△31
当期変動額合計	53	—	△85	△31	△93
当 期 末 残 高	5	△3,444	△666	△4,105	20,227

○記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

＜連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記＞

1. 連結の範囲に関する事項
 全子会社（2社）を連結範囲に含めております。
 当該子会社2社は、株式会社東武フーズ、株式会社東武警備サポートであります。
2. 持分法の適用に関する事項
 該当事項はありません。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
 連結子会社の決算日は、全社平成28年12月31日であります。
 連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。
 ただし、平成29年1月1日から連結決算日である平成29年2月28日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
4. 会計方針に関する事項
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産（商品）	主に売価還元法に基づく原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
// (貯蔵品)	最終仕入原価法に基づく原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
有価証券	
その他有価証券	
時価のあるもの	連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
時価のないもの	移動平均法に基づく原価法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却しております。

また、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

 建物及び構築物 8～39年 機械装置及び運搬具 6～14年

 工具、器具及び備品 3～15年
 - ②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

ただし、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - ③リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成21年2月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

- ④投資その他の資産（その他）
均等償却しております。
- (3) 引当金の計上基準
 - ①貸倒引当金
売掛金等債権の貸倒れによる損失に備え、回収不能見込額を計上しております。
一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法によっております。なお、当連結会計年度末において回収不能見込額がないため、貸倒引当金を計上していません。
 - ②賞与引当金
従業員賞与の支給に備え、支給見込額のうち当連結会計年度負担分を計上しております。
 - ③役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に備え、支給見込額に基づき当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当連結会計年度末の計上額はありません。
 - ④商品券等回収損失引当金
一定期間経過後に収益に計上している未回収の商品券等について、将来回収された場合に発生する損失に備え、過去の回収実績に基づき損失発生見込額を計上しております。
 - ⑤ポイント引当金
ポイントカード制度により顧客に付与したポイントの使用による費用負担に備え、ポイント未使用残高に対し、使用実績率に基づき算出した将来使用されると見込まれる額を計上しております。なお、ポイントカード制度の変更に伴い、当連結会計年度末の計上額はありません。
 - ⑥役員退職慰労引当金
役員退職慰労金の支出に備え、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
 - ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ②数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。
- 5. その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
消費税及び地方消費税の会計処理については税抜方式によっております。

<会計方針の変更>

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)、
及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」と
いう。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を
資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いた
しました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得
原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対す
る影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。加えて、当
期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事
業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来に
わたって適用しております。

なお、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

<連結貸借対照表に関する注記>

1. 担保提供資産

宅地建物取引業法に基づく差入保証金 10百万円

なお、担保付債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 21,364百万円

3. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正
する法律(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については
「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

(1) 株式会社 東武ストア

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価及
び路線価のない土地は第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整
を行って算出しております。

・再評価を行った年月日 平成14年2月28日

(2) 株式会社 東武警備サービス

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める不動産鑑
定評価額に基づいて算出しております。

・再評価を行った年月日 平成13年12月31日

なお、株式会社東武警備サービスが計上しておりました土地再評価差額金△1,544百万円は平成14年4月5日付
けの吸収合併により株式会社東武ストアが継承しております。

(3) 時価の合計額と再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △554百万円

<連結損益計算書に関する注記>

減損損失

(1) 概要

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所
営業用店舗（6店舗）	建物及び構築物、工具、器具及び備品、その他	東京都、埼玉県

(2) 減損損失の認識に至った経緯

店舗については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスまたは継続してマイナスとなる見込みである資産グループ及び退店の意思決定をした店舗の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失の金額

建物及び構築物	655百万円
工具、器具及び備品	29百万円
その他	1百万円
計	686百万円

(4) 資産のグルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として店舗を基本単位とし、店舗以外の賃貸用不動産等については、個別の物件毎にグルーピングしております。

(5) 回収可能価額の算定方法

当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しております。

使用価値は将来キャッシュ・フローを3.0%で割引いて算定しております。

なお、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであるため使用価値を0円として評価しております。

<連結株主資本等変動計算書に関する注記>

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 6,362,644株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年4月11日 取締役会	普通株式	158	2.5	平成28年2月29日	平成28年5月6日
平成28年10月7日 取締役会(注)	普通株式	158	2.5	平成28年8月31日	平成28年11月2日

(注) 1株当たり配当額については、基準日が平成28年8月31日であるため、平成28年9月1日付の株式併合前の金額を記載しております。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
平成29年4月10日開催の取締役会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①配当金の総額	158百万円
②1株当たり配当額	25円
③基準日	平成29年2月28日
④効力発生日	平成29年5月2日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(注) 平成29年2月28日を基準日とする1株当たり配当額は、平成28年9月1日を効力発生日とした普通株式10株を1株とする株式併合を考慮しております。

<金融商品に関する注記>

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は資金の効率的な活用を目的として、東武グループのCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）により運用を行っております。

デリバティブは、金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わないこととしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。

預け金はCMSに預け入れている資金であり、差入保証金及び敷金は、店舗不動産の賃貸借契約に伴い差入れたものであり、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

売掛金、預け金、差入保証金及び敷金は、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うことでリスク低減を図っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については定期的に時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたもので、月次毎、年次毎の資金繰計画を作成し管理しておりますが、原則的には手元流動資金の範囲内で支出を賄うこととしております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。(注2.) 参照

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,640	1,640	—
(2) 売掛金	993	993	—
(3) 預け金	6,076	6,076	—
(4) 投資有価証券	220	220	—
(5) 差入保証金（1年以内に償還予定のものを含む）	2,248	2,279	30
(6) 敷金	90	90	△0
資産計	11,270	11,300	30
(1) 買掛金	3,094	3,094	—
(2) 短期借入金	250	250	—
(3) リース債務（1年以内に返済予定のものを含む）	1,236	1,271	34
負債計	4,581	4,616	34

(注1.) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 預け金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。

- (5) 差入保証金、(6) 敷金

これらの時価については、契約期間及び信用リスクを勘案し、将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

- (1) 買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) リース債務

元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2.) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	5
差入保証金	43
敷金	3,726

非上場株式については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、(4) 投資有価証券には含めておりません。また、差入保証金及び敷金のうち、償還期日が確定していないものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため(5) 差入保証金及び(6) 敷金には含めておりません。

< 1株当たり情報に関する注記 >

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,193円72銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 40円52銭 |

(注) 平成28年9月1日付で、普通株式について10株を1株の割合で株式併合を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

貸借対照表

(平成29年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,381	流動負債	6,113
現金及び預金	1,324	買掛金	3,057
預け掛金	6,076	短期借入金	250
売掛金	713	長期借入金	174
商貯品	1,856	未払費用	289
貯蔵品	23	未払法人税等	883
前払費用	278	未払事業費	494
短期貸付金	24	未払消費税	51
未収入金	683	預り金	316
1年内回収予定の差入保証金	248	前受収益	315
繰延税金資産	143	賞与引当金	54
その他の他	8	商品券等回収損失引当金	202
固定資産	21,103	その他の他	23
有形固定資産	12,654	固定負債	5,725
建物	7,337	リース債務	1,062
構築物	138	長期預り保証金	69
機械及び装置	0	長期預り敷金	292
車両運搬具	0	役員退職慰労引当金	120
工具、器具及び備品	1,019	退職給付引当金	3,809
土地	3,149	資産除去債務	370
リース資産	1,003	その他の他	0
建設仮勘定	4	負債合計	11,838
無形固定資産	194	(純資産の部)	
ソフトウェア	148	株主資本	24,085
電話加入権	39	資本剰余金	9,022
その他の他	7	資本剰余金	5,956
投資その他の資産	8,254	資本準備金	3,014
投資有価証券	225	その他の資本剰余金	2,941
関係会社株式	20	利益剰余金	9,200
長期貸付金	9	その他利益剰余金	9,200
差入保証金	2,016	固定資産圧縮積立金	3
敷金	3,792	繰越利益剰余金	9,197
前払年金費用	351	自己株式	△94
繰延税金資産	1,653	評価・換算差額等	△3,438
その他の他	184	その他有価証券評価差額金	5
資産合計	32,484	土地再評価差額金	△3,444
		純資産合計	20,646
		負債及び純資産合計	32,484

○記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成28年3月1日)
(至 平成29年2月28日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		79,013
売上原価		57,500
売上総利益		21,512
管理収入等		1,900
営業総利益		23,413
販売費及び一般管理費		22,122
営業利益		1,291
営業外収益		101
受取利息及び配当金	44	
その他の	57	
営業外費用		96
支払利息	21	
その他の	74	
経常利益		1,296
特別利益		0
投資有価証券売却益	0	
特別損失		747
減損損失	686	
固定資産除却損	0	
その他の	60	
税引前当期純利益		550
法人税、住民税及び事業税	519	
法人税等調整額	△148	371
当期純利益		178

○記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成28年3月1日)
(至 平成29年2月28日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資 準 備 金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
				固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	9,022	3,014	2,941	5,956	3	9,334	9,338
当 期 変 動 額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△316	△316
当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	178	178
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	△0	0	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△0	△137	△137
当 期 末 残 高	9,022	3,014	2,941	5,956	3	9,197	9,200

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△92	24,224	△48	△3,444	△3,492	20,732
当 期 変 動 額						
剰余金の配当	—	△316	—	—	—	△316
当 期 純 利 益	—	178	—	—	—	178
自己株式の取得	△1	△1	—	—	—	△1
自己株式の処分	0	0	—	—	—	0
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	53	—	53	53
当 期 変 動 額 合 計	△1	△139	53	—	53	△85
当 期 末 残 高	△94	24,085	5	△3,444	△3,438	20,646

○記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

<重要な会計方針に係る事項に関する注記>

1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産（商品）	主に売価還元法に基づく原価法 （貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
// （貯蔵品）	最終仕入原価法に基づく原価法 （貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
有価証券	
子会社株式	移動平均法に基づく原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
時価のないもの	移動平均法に基づく原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却しております。

また、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建 物 8～39年 構 築 物 8～20年 機械及び装置 14年

車両運搬具 6年 工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

ただし、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成21年2月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 投資その他の資産（その他）

均等償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒れによる損失に備え、回収不能見込額を計上しております。

一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法によっております。なお、当事業年度末において回収不能見込額がないため、貸倒引当金を計上していません。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備え、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備え、支給見込額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当事業年度末の計上額はありません。

- (4) 商品券等回収損失引当金
一定期間経過後に収益に計上している未回収の商品券等について、将来回収された場合に発生する損失に備え、過去の回収実績に基づき損失発生見込額を計上しております。
 - (5) ポイント引当金
ポイントカード制度により顧客に付与したポイントの使用による費用負担に備え、ポイント未使用残高に対し、使用実績率に基づき算出した将来使用されると見込まれる額を計上しております。なお、ポイントカード制度の変更に伴い、当事業年度末の計上額はありません。
 - (6) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備え、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 - ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ②数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次事業年度から費用処理することとしております。
 - (7) 役員退職慰労引当金
役員退職慰労金の支出に備え、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
4. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理については税抜方式によっております。

<会計方針の変更>

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

<貸借対照表に関する注記>

1. 担保提供資産

宅地建物取引業法に基づく差入保証金 10百万円
 なお、担保付債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 21,247百万円

3. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	75百万円
長期金銭債権	522百万円
短期金銭債務	215百万円
長期金銭債務	106百万円

4. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び路線価のない土地は第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った年月日 平成14年2月28日

また、平成14年4月5日に吸収合併した株式会社東武警備サービスにおいては、下記により合併前期日において事業用土地の再評価を行っております。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める不動産鑑定評価額に基づいて算出しております。

・再評価を行った年月日 平成13年12月31日

なお、再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額と再評価後の帳簿価額の合計額との差額は△554百万円であります。

<損益計算書に関する注記>

1. 関係会社との取引高

(1) 営業取引	管理収入等	14百万円
	仕入高	673百万円
	販売費及び一般管理費	2,022百万円
(2) 営業取引以外の取引		4百万円

2. 減損損失

(1) 概要

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所
営業用店舗（6店舗）	建物、構築物、工具、器具及び備品、その他	東京都、埼玉県

(2) 減損損失の認識に至った経緯

店舗については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスまたは継続してマイナスとなる見込みである資産グループ及び退店の意思決定をした店舗の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失の金額

建物	641百万円
工具、器具及び備品	29百万円
構築物	13百万円
その他	1百万円
計	686百万円

(4) 資産のグルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として店舗を基本単位とし、店舗以外の賃貸用不動産等については、個別の物件毎にグルーピングしております。

(5) 回収可能価額の算定方法

当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しております。

使用価値は将来キャッシュ・フローを3.0%で割引いて算定しております。

なお、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであるため使用価値を0円として評価しております。

<株主資本等変動計算書に関する注記>

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数 普通株式 29,110株

＜税効果会計に関する注記＞

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
(流動資産)	
賞与引当金	62百万円
未払事業税	50百万円
未払事業所税	15百万円
棚卸資産評価損	6百万円
商品券等回収損失引当金	7百万円
その他	1百万円
合計	143百万円
(固定資産)	
退職給付引当金	1,168百万円
役員退職慰労引当金	36百万円
投資有価証券評価損	0百万円
土地再評価差額金	1,053百万円
減損損失	449百万円
その他	206百万円
小計	2,914百万円
評価性引当額	△1,118百万円
繰延税金負債との相殺額	△142百万円
合計	1,653百万円
繰延税金資産合計	1,797百万円
繰延税金負債	
(固定負債)	
その他有価証券評価差額金	△4百万円
前払年金費用	△107百万円
除去費用資産	△29百万円
圧縮積立金	△1百万円
小計	△142百万円
繰延税金資産との相殺額	142百万円
繰延税金負債合計	―百万円
差引：繰延税金資産純額	1,797百万円

＜法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正＞

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げが行われることとなりました。これに伴い繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の32.3%から平成29年3月1日より開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.9%となり、平成31年3月1日より開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6%で算定しています。

この税率変更に伴い繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は、94百万円減少し、法人税等調整額が94百万円、その他有価証券評価差額金が0百万円それぞれ増加しております。

<リースにより使用する固定資産に関する注記>

貸借対照表に計上した固定資産のほか、建物、発注端末機等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

<関連当事者との取引に関する注記>

親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社	東武鉄道株式会社	29.5%	役員の兼任 店舗の賃借	差入保証金の償還	18	1年内回収予定の 差入保証金	18
						差入保証金	118
				敷金の差入	1	敷金	394
その他の関係会社の子会社	東武シェアードサービス株式会社	—	役員の兼任 資金の預入	資金の預入 預け金利息の受取	6,928 25	預け金	6,076

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 店舗建物及び土地の賃借に係る差入保証金及び敷金の金額については、近隣の取引実勢に基づいて、契約により決定しております。また、差入保証金については、契約に基づき一定期間据え置き後、主に毎年均等額の償還を受けております。
2. 預け金については、東武グループ内の資金の効率化を図ることを目的としたCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）を利用しており、取引金額は期中平均残高を記載しております。預け金利息については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。担保は受け入れておりません。

<1株当たり情報に関する注記>

1. 1株当たり純資産額 3,259円83銭
2. 1株当たり当期純利益 28円25銭

(注) 平成28年9月1日付で、普通株式について10株を1株の割合で株式併合を行っております。当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

<重要な後発事象に関する注記>

連結子会社の吸収合併

当社は、平成29年1月23日開催の取締役会において、当社連結子会社である株式会社東武フーズを吸収合併することを決議し、平成29年3月1日付で吸収合併いたしました。

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称 株式会社東武フーズ

事業の内容 ファストフード店及びインスタアベーカーリー等の運営

② 企業結合日

平成29年3月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を存続会社、株式会社東武フーズを消滅会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称

株式会社東武ストア

⑤ その他取引の概要に関する事項

重複業務の解消及び人的資源の活用を目的とした吸収合併

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

独立監査人の監査報告書

平成29年4月6日

株式会社東武ストア
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 細 矢 聡 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 富 樫 高 宏 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東武ストアの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東武ストア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年4月6日

株式会社東武ストア
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 細 矢 聡 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 富 樫 高 宏 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東武ストアの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的子会社から営業状況の報告を聴取するほか、必要に応じて事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年4月6日

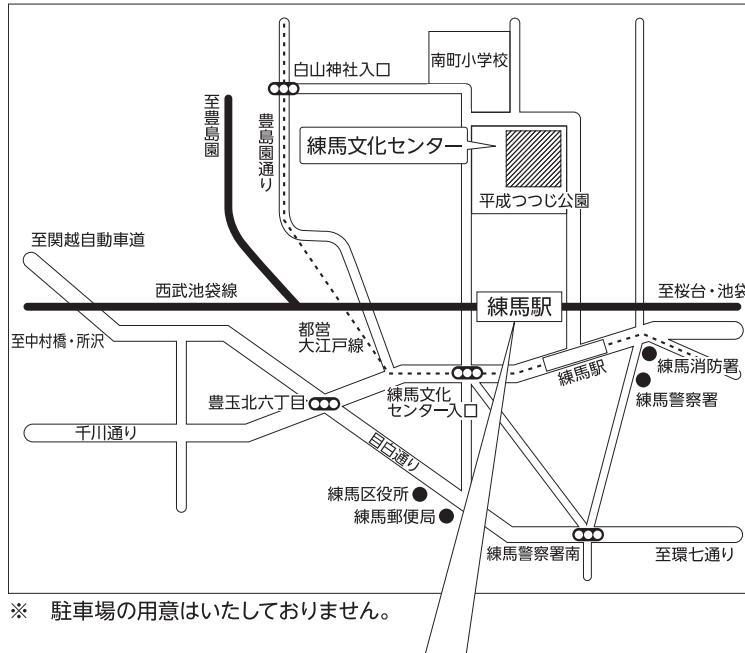
株式会社東武ストア 監査役会

常勤監査役	小 浜	浩	㊟
社外監査役	大 塚	博 哉	㊟
社外監査役	斉 藤	匡	㊟

以上

株主総会会場ご案内図

東京都練馬区練馬1丁目17番37号
練馬文化センター 小ホール（つつじホール）
TEL 03(3993)3311



※ 駐車場の用意はいたしていません。

西武池袋線、西武有楽町線、
都営地下鉄大江戸線
練馬駅北口より徒歩1分

